

平成30年第4回東大和市議会定例会会議録第21号

平成30年12月4日（火曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（30名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	学校教育部長	田村美砂君
学校教育部参事	佐藤洋士君	社会教育部長	小俣学君
企画課長	荒井亮二君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
財政課長	川口莊一君	総務管財課長	岩本尚史君
職員課長	矢吹勇一君	総務部副参事	荒石恵美君

産業振興課長 小川 泉 君
保育課長 関田 孝志 君
福祉部副参事 原 里美 君
障害福祉課長 小川 則之 君
土木課長 寺島 由紀夫 君

子育て支援課長 鈴木 礼子 君
青少年課長 新海 隆弘 君
生活福祉課長 川田 貴之 君
環境課長 宮鍋 和志 君
教育総務課長 石川 博隆 君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
 - (1) 市長報告
 - (2) 議長報告
- 第 4 第 4号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 第 8 2号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 第 8 3号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 第 8 4号議案 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 8 第 8 5号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例
- 第 9 第 7 9号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらの指定管理者の指定について
- 第 10 第 8 0号議案 東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらの指定管理者の指定について
- 第 11 第 8 1号議案 都市計画道路 3・5・20 号線道路築造工事請負変更契約について
- 第 12 第 7 3号議案 平成 30 年度東大和市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 13 第 7 4号議案 平成 30 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 14 第 7 5号議案 平成 30 年度東大和市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 15 第 7 6号議案 平成 30 年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 16 第 7 7号議案 平成 30 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 17 第 7 8号議案 平成 30 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 18 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 18 まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（押本 修君） ただいまから、平成30年第4回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（押本 修君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（押本 修君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） おはようございます。

平成30年第4回定例会に当たりまして、議会運営委員会委員長報告を行います。

去る11月29日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず、定例会の会期であります、本日12月4日より19日までの16日間といたします。

会議録署名議員は、8番 中村庄一郎議員、21番 床鍋義博議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、第4号諮問、第82号議案から第85号議案、第79号議案から第81号議案、第73号議案から第78号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

12月5日から7日、10日から及び11日の5日間は一般質問となります。

12月12日から18日までの7日間は、本会議を休会といたします。

この休会の際に、常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

12月13日、午前9時半から建設環境委員会を、12月14日、午前9時半から厚生文教委員会を、12月17日、午前9時半から総務委員会の開催を予定しております。

また、12月17日、午後1時半から議会運営委員会の開催を予定しておりますが、閉会中審査分の請願及び陳情、議員提出議案などの審査案件等がない場合は開催いたしません。

12月19日、最終日は、常任委員会審査報告、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託を行い、継続審査、議員派遣を議決した後、閉会となります。

議員提出議案の提出期限は、12月11日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受け付け締め切りは、12月14日、正午までであります。

案件の内訳についてですが、同意案件1件、議決案件13件で、計14件となっております。

また、今定例会での一般質問通告者は17名であります。

委員会に審査を付託する陳情は2件であります。

最終日には、契約案件の資料を議席に配付いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（押本 修君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

8番 中 村 庄一郎 議員

21番 床 鍋 義博 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（押本 修君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月4日から12月19日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 諸報告

○議長（押本 修君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。

資料を配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、10月17日に東京都市長会の役員会が開催されました。

議事1の平成30年度施策の見直しについてであります。今回の見直しは、福祉保健局が所管する2件の個別補助事業を包括補助事業化することについて、東京都から説明がありました。

次に、議事2の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の期間中に空港や主要駅、観光地等で活動する都市ボランティアの募集や、ラグビーワールドカップ2019に先立ち、11月3日に開催されるラグビー日本代表のテストマッチに関する情報提供が、東京都からありました。

次に、議事3の平成30年人事委員会勧告等の概要についてであります。職員と民間従業員の給与格差の是正のため、例月給のうち初任給と特別給に関し、いずれも引き上げが勧告されたこと等について、東京都から報告がありました。

次に、議事4の平成30年度施策の見直しの取り扱いについてであります。議事1を受け、各市の担当部長等で構成するワーキンググループで検討を進めることについて、決定いたしました。

次に、議事5の平成31年、2019年度東京都予算編成にかかる最重点要望事項（案）についてであります。最重点要望事項に、多摩振興の取り組みを積極的に推進することなどを位置づけるとともに、重点要望事項に

は、昨年度と比較して4項目の増となる50項目を取りまとめ、都知事に要望することとし、これを決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、これを決定、承認いたしました。

次に、10月25日に東京都市長会が開催されました。

議事につきましては、10月17日に開催の東京都市長会の役員会と同様であります。

次に、11月6日に都市町村協議会が開催されました。

内容につきましては、議事1、市町村に係る施策の見直しについて及び議事2の平成29年度都市町村協議会歳入歳出決算についてを審議し、決定した後、議事3、平成31年度東京都予算編成に対する市町村要望について、東京都知事への要望活動を行いました。

また、人口減少・少子高齢化を見据えた多摩・島しょ地域の取り組みに係る意見交換を行いました。

次に、11月19日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。日程やルートの方針等が検討され、10月24日開催の聖火リレー実行委員会の概要及び11月3日に開催されたラグビー日本代表のテストマッチの結果について、東京都から報告がありました。

次に、議事3の平成31年度都市税財源の充実確保についてであります。平成31年度の税制改正を見据えた地元選出国會議員等への要請活動を行うことについて協議し、決定いたしました。

次に、その他報告事項についてであります。11月15日開催の全国市長会の理事、評議員、合同会議において、子どもたちのための幼児教育・保育の無償化を求める緊急アピールが行われたことなどについて、市長会事務局から報告がありました。

なお、その他の議事につきましては、これを決定し、承認いたしました。

次に、同日、東京都市長会政策調査特別部会が開催され、議事1としまして多摩地域が一体で取り組む観光地域づくりの具体化に向けた平成30年度の取り組みの中間報告と今後の取り組み方針について、市長会事務局から報告、提案があり、これを承認いたしました。

次に、11月26日に東京都市長会が開催されました。

議事につきましては、11月19日開催の東京都市長会役員会及び政策調整特別部会と同様であります。

失礼しました。政策調査特別部会と同様であります。

以上で、市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 押本 修君 登壇〕

○議長（押本 修君） それでは、平成30年第3回市議会定例会以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、10月7日に小金井市市制施行60周年記念式典が、小金井宮地楽器ホールで開催され、出席いたしました。

次に、10月10日に北京市区人民代表大会友好代表団歓迎会がホテルニューオータニで行われました。東京都特別区・市・町村議会友好交流事業として、東京都と北京市が隔年で日中を相互に訪問し、友好交流を行うものであり、東京都市議会議長会として参加をいたしました。

次に、10月12日から13日にかけて、友好都市との交流をさらに推し進めるため、福島県喜多方市を訪問いたしました。

今回の交流訪問は、議員の半数が参加をする形で行われました。当日は私のほか、尾崎利一議員、実川圭子議員、関田 貢議員、根岸聡彦議員、関田正民議員、佐竹康彦議員、木戸岡秀彦議員、東口正美議員、床鍋義博議員の以上9名が参加されました。13日には、山都地区で行われました第35回山都新そばまつりに参加をいたしました。

次に、10月23日に、第29回東京都道路整備事業推進大会が砂防会館で開催され、建設環境委員会の根岸聡彦委員長を初め、荒幡伸一副委員長、二宮由子委員、中野志乃夫委員とともに参加をいたしました。

国土交通省道路局長及び東京都建設局長の講演の後、意見発表に続きまして、日野市長による大会宣言及び立川市長による大会決議が行われ、国及び東京都への陳情活動を行うことが決定されました。

次に、11月20日に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、平成30年8月10日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会理事会及び評議員会の会議結果などの報告が行われました。

次に、平成31年度東京都市議会議長会事業計画（案）につきまして、原案どおり決定いたしました。この中で、東京都26市の議員及び事務局職員を対象とした議員研修会を、平成32年の2月に開催する予定であることが提案されました。

次に、平成31年度同議長会歳入歳出予算（案）につきましては、関東市議会議長会の会長市の負担金及び日中友好交流事業の歳費を減額した歳入歳出それぞれ1,360万1,000円とする予算（案）が提案されました。

次に、平成31年度同議長会関係役員（案）につきましては、会長に小金井市議会議長、副会長に小平市議会議長と武蔵村山市議会議長とする内容で提案がありました。

次に、平成30年度東京都市議会議員研修会につきましては、来年2月8日、金曜日に府中の森芸術劇場において、講師に東京大学名誉教授の大森 彌氏を迎え、東京の自治と市議会の役割をテーマに行うとの提案がありました。

以上の内容について、全て承認をいたしました。

報告は以上であります。ただいま報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理をしてありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 押本 修君 降壇〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代をいたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（押本 修君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第4 第4号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（押本 修君） 日程第4 第4号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第4号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成15年以来、6期15年以上にわたりまして人権擁護委員を務められました小林行雄氏から辞任の申し出があり、平成30年8月31日をもって退任されました。

については、人権擁護委員が欠員となりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

御提案いたしました古庄野火氏は、法律の専門家であり、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員としてふさわしい方であることから、候補者として推薦したいと考えております。

なお、生年月日及び住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、古庄野火氏を適任と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として古庄野火氏を適任と決めます。

日程第5 第82号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第5 第82号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第82号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正内容につきましては、市議会議員の期末手当の支給月数を、一般職の職員に準じて0.10カ月引き上げ、年間支給月数を4.50カ月から4.60カ月とするものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第8条第2項の規定は、期末手当の額を定めるものでありますが、同項で定めております6月及び12月の支給月数を2.125カ月からそれぞれ0.05カ月引き上げ、特別職の職員と同様に、2.175カ月とするものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を公布の日とし、改正後の条例の規定は、平成30年6月1日から適用するものであります。

附則第2項は、期末手当の内払いの規定で、改正前に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○4番（実川圭子君） 1点、伺います。先日、代表者会議でも議論があったのを承知しているのですが、再度、確認させていただきたいと思ひます。

議員報酬につきましては、当市では特別職報酬等審議会で審議されていることになっておられると思ひますが、期末手当に関しては対象としていないと思ひます。他市の状況はどのようになっているのか。その議員の期末手当についても報酬審議会にかけてるところがあるのかどうか、その状況をお伺ひします。

○職員課長（矢吹勇一君） 報酬等審議会におきまして、議員の期末手当の支給月数、こちらを諮問対象としている市につきましては、26市中でございますが、8市あるというふうに認識しております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 幾つか伺いたいと思います。

まず、1つは議員報酬の改定なんですけど、これ前はいつ行われたのかということ、まず伺いたいと思います。

それから、この10年間ぐらいで結構ですけども、一般職員1人当たりの給料の額、年額、月額等、どのように変化してるのかということ、伺いたいと思います。

それから、本改正案の提案で、一般職員の期末手当の引き上げに準ずるといふふうに説明されているんですけど、必ず一般職員と連動させなければならない理由はあるかどうかということについても伺います。

○職員課長（矢吹勇一君） まず議員報酬の過去の改定でございますが、過去、改定しておりますのが、平成8年10月1日で引き上げが、改定がございました。それ以降、特別職給与及び議員の報酬に関しましては改定は行われてございません。

続きまして、一般職の過去の給与額につきましては、まず過去、平成19年、10年前からということで比較で申しますと、平成19年度が、これ一般会計ベースですけども、職員給与費の1人当たりの額が736万9,000円となっております。一方で、昨年度、29年度につきましては、職員給与費1人当たりで615万円となっております。

続いて、月額での比較で申しますと、同じくこちらは一般事務職での平均給与月額で申しますと、平成19年度が46万5,350円、これに対しまして29年度が40万7,200円という金額となっております。

続いてです。一般職に準ずるといふところでございますけれども、あくまで今回の一般職の改定につきましては、都の人事院勧告に準じての改定ということで考えておりますので、特別職、議員報酬に関しましては、完全にその人事委員会の勧告に一致するというものではないというふうに認識しております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今御答弁いただいて、1人当たりの年間の給与額が、平成19年が736万9,000円で、平成29年が615万円ということで、そうすると120万ぐらい年間で減ってるということ、かなり大きい減額になるわけですけども、短時間再任用の制度などもできて、そういう影響もあると思うんですが、こういう短時間再任用が、この給与額は、この額に含まれているのであれば、この制度採用前で比較可能な年度がいつなのか、そのときの1人当たりの年間の給与額が幾らなのか伺います。

○職員課長（矢吹勇一君） ただいま、短時間、今、再任用の職員を含んだ金額が、29年度の数字では含んでおりますので、その分、短時間再任用を含まないでということ考えますと、29年度の数値としては、細かい数値を持ってございませんので、直接今、手元にあるもので申しますと、平成24年度の数値、これは再任用制度を導入しておりませんので、この当時の1人当たりの給与費で申しますと、640万2,000円ということになります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） いずれにしても平成19年、736万9,000円から、平成24年で640万2,000円ということ、100万円ぐらい年間で減ってるわけですけども、この理由はどんなようなことなのか伺います。

○職員課長（矢吹勇一君） まず一番大きな理由、原因としまして考えられるのが、職員の平均年齢が年々下

がってきているということがございます。具体的に申しますと、平成19年度、こちらの職員の平均年齢が44歳7月、一方で29年度で申しますと40歳11月、こちら平均年齢でございますので、つまり19年度と比べて平均年齢下がるということは、給与額としても平均でいうとどうしても下がってきてしまうということが要因として考えられます。

以上です。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1 番（森田真一君） 第82号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、東京都人事院勧告に準ずる一般職の職員に準じて、市議会議員においても期末手当の支給月額を改定するものであります。

平成19年度から29年度までの10年間で、一般職員の1人当たりの平均給与額は、年額で120万円近く下落しております。また、市民1人当たりの課税所得は、この20年間に70万円以上、約2割近く落ち込んでおります。

これに対して、市議会議員の報酬は、平成8年度に改定して以来、月額45万8,000円と変わっておりません。職員や市民の所得は年々下落、または伸び悩んでいる中で、一方で消費税、国保税、介護保険料、各種の使用料・手数料と負担はふえ続けております。そのような中で議員みずからおのれの期末手当は引き上げるということになれば、市民からお手盛りのそしりは免れません。したがって、本案に反対をするものです。

以上です。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4 番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。第82号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論します。

本議案は、市議会議員の期末手当の支給月数を改定するため条例の一部改正を行うものですが、今回、市の一般職の職員の期末手当を東京都人事委員会勧告に準じ引き上げる改正案が審議されますが、それに準じて市議会議員も改正することは合理的な判断で、人事委員会勧告に準じ一般職の職員の期末手当を改定すれば、市議会議員も連動して改定することに大方の議員が賛成であることが、さきの代表者会議では明らかでした。

私もおおむね賛成をし、ただし無条件で改定することではなく、それを基本にその都度確認をしていく必要があることを述べさせていただきました。しかしながら、そもそも市議会議員の期末手当を市議会議員が決め

ることに関して、市民からは理解が得がたく、一般職に準ずることにも疑問を呈され、職員と議員の立場は違うという指摘を市民の方々からも受けました。

26市中8市でも審議がされているように、本来は東大和市特別職等報酬審議会の中で、議員報酬同様、期末手当についても審議することが最も市民の理解を得られる方法であり、今後は市民感覚を考慮して真摯に対応することを議員の皆様にも求めるものです。

以上です。

[4 番 実川圭子君 降壇]

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第82号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第6 第83号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第6 第83号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第83号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正内容につきましては、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を、一般職の職員に準じて0.10カ月引き上げ、年間支給月数を4.50カ月から4.60カ月とするものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第3条第2項第2号及び第3号の規定は、6月及び12月の期末手当の支給月数を定めるものでありますが、その月数を2.125カ月からそれぞれ0.05カ月引き上げ、市議会議員と同様に2.175カ月とするものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を公布の日とし、改正後の条例の規定は、平成30年6月1日から適用するものであります。

附則第2項の規定は、期末手当の内払いの規定で、改正前に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 第83号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、東京都人事院勧告に準じる一般職の職員に準じて、特別職においても期末手当の支給月額を改定するものです。

82号議案の討論でも述べたとおり市民と職員の所得は下落する一方、特別職の報酬は、平成8年度に改定して以来、市長は月額89万5,000円、副市長は月額76万6,000円、教育長は月額71万円と変わっておりません。

82号議案と同様の理由により、本議案に反対をするものです。

以上です。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第83号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第7 第84号議案 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第7 第84号議案 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第84号議案 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の主な改正内容は、平成30年度の給与改定に係るものであります。

当市の給与制度につきましては、東京都の給与制度に準拠しているところであります。このため、給与改定につきましては、原則的に東京都人事委員会の勧告に準じて行うものでありますが、給料月額につきましては、公民較差が極めて小さいことから、給料表において基本的な改定は行わず、人材確保の観点から初任給を引き上げ、このことに伴い給料表の初任層をその範囲内で引き上げるものであります。また、勤勉手当についてありますが、支給総額の上限を定めるために規定しております勤勉手当の年間支給月数を0.10カ月、再任用職員につきましては0.05カ月引き上げるものであります。

このほか、平成28年条例第39号の東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

勤勉手当の支給額に対する人事評価の結果の反映を、経過措置により平成31年4月1日と定めている係長職以下の職員について、その年間支給月数を引き上げるための改正を行うものであります。

なお、東大和市職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、平成30年11月29日に同意をいただいております。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、2つの条例を改正するものであります。第1条では、東大和市職員の給与に関する条例について、第2条では平成28年条例第39号の東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、それぞれ一部改正を行うものであります。

初めに、第1条の東大和市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

第18条第2項は、勤勉手当の額の規定であります。6月及び12月に支給する場合の支給総額の上限を定めるために規定しております勤勉手当の支給月数を改正するものであります。

係長職以下の職員では1.0カ月、課長職では1.2カ月、部長職では1.3カ月とするものであります。また、再任用職員は、係長職以下の職員では0.475カ月、課長職及び部長職では0.575カ月とするものであります。

続いて、別表第1の改正であります。行政職給料表（1）では、1級のうち、1号給から45号給までを1,000円から100円までの範囲で引き上げ、2級のうち、1号給から9号給までを600円から100円までの範囲で引き上げるものであります。

新規職員の初任給については、短大卒業程度では15万7,100円、大学卒業程度では18万3,700円とするものであります。

別表第2は、行政職給料表（2）の1級のうち、1号給から57号給までを1,000円から100円までの範囲で引き上げるものであります。

次に、第2条の東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

同条例附則第8項では、係長職以下の職員に対する勤勉手当の支給額への人事評価の結果の反映時期を、平成31年4月1日とするための経過措置を定めておりますが、係長職以下の職員に係る勤勉手当の支給月数を1.0カ月、再任用職員につきましては0.475カ月とするための改正を行うものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を公布の日とするものであります。ただし、第1条中、東大和市職員の給与に

関する条例、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成31年4月1日から施行するものであります。

附則第2項は、勤勉手当の支給月額の変更及びその経過措置に関する規定を、平成30年6月1日から適用するものであります。

附則第3項から第6項までは、平成30年度に支給する勤勉手当の特例の規定で、改正による増額分を12月に一括して支払うための規定であります。

附則第7項及び第8項は、勤勉手当の内払いの規定で、改正前に支払われた勤勉手当は、改正後の給与条例等の規定による勤勉手当の内払いとみなすものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第84号議案 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第8 第85号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第8 第85号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第85号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例

につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、山王市民農園の土地所有者からの申し出により、市民農園用地を返還することに伴うものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表第1は、市民農園の名称及び位置について定めるものでありますが、このうち山王市民農園の項を削るものであります。

次に、別表第2は、市民農園の使用料について定めるものでありますが、このうち山王市民農園を削除するものであります。

最後に、附則であります、この条例の施行日を平成31年2月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○1番（森田真一君） では、1点、伺います。

このなくなってしまった市民農園、大変人気のあるところだったと思うんですけど、新たに、これまた補充していくって方向はあるのかどうか、お考えだけ伺いたしたいと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 今回、山王市民農園につきましては、24区画がここでなくなるわけでございますが、同時に今回、中央西とファーマーズセンターでちょうど4年目を迎えられる方がいらっしゃいますので、12月15日号で市民農園の利用者を募集をかけます。こういった中で、今後の中で市民ニーズを確認しながら調整を図っていく必要があると、このように認識しております。

以上です。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第85号議案 東大和市民農園条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第9 第79号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらの指定管理者の指定について

○議長（押本 修君） 日程第9 第79号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらの指定管理者の指定について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第79号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらの指定管理者の指定につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらにつきましては、平成18年4月から、地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者制度を導入し、管理を行っているところでありますが、現在の指定管理者の指定の期間が、平成31年3月31日までとなっております。

このことから、改めて東大和市高齢者在宅サービスセンター条例第13条の規定に基づき、当該施設の管理を行う指定管理者を公募し、選定を行いました。その結果、次に申し上げます団体を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項及び東大和市高齢者在宅サービスセンター条例第13条第4項の規定に基づきまして、御提案申し上げますものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

1の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称であります、東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらであります。

2の指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者であります、団体の名称は社会福祉法人向会であります。所在地は、東京都東大和市芋窪3丁目1638番地の2、代表者は理事長、野口 忍であります。

3の指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

なお、選定に当たりましては、東大和市指定管理者選定委員会におきまして、応募1団体に対し第1次審査を行い、その後、第2次審査を実施し、指定管理者候補者を選定したものであります。

また、議案資料といたしまして、東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらの指定管理業務に関する基本協定書（原案）、基本事業計画書、収支予算書を御配付いたしました。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（上林真佐恵君） それでは、幾つか伺います。

今回この指定管理者を選定するに至った経緯、市の評価ですとか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

次に、2点目として、市民サービスが低下することのないように、市としても責任があると思いますので、この質の維持と向上を図るために、市としてどのような監督や指導を行うのか確認をさせていただきます。

3点目として、この中で働く方の労働条件や権利を市としてもどうやって守っていくのか、労働基準法をしっかりと守らせるなど、市の責任に対する認識と、それを守らせて、労働基準法など、そういうものをしっかりと守らせていくための手段についても確認をさせていただきます。

以上です。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） それでは、ただいまの御質疑に対しまして、私からは選定の経緯並びに労働条件等の市の責任についての認識について、御答弁をさせていただきたいと存じます。

まず経緯でございますが、今回は現在の指定管理の期間が平成30年度末で終了するということを踏まえまして、次期の指定管理の期間をお願いいたします指定管理者を選定するというところで、募集をいたしたところでございます。それに対しまして、選定といたしましては、選定委員会におきまして提案いただきました内容等を審査を行いまして、一定の評価をいただいたものですから、改めての指定管理者として選定をさせていただいた次第でございます。

次に、指定管理者の労働条件等の確認でございますが、私ども公共施設等マネジメント課といたしましては、指定管理の事業者に対しまして、毎年度、指定管理者が雇用いたします職員の労働条件等についてのアンケート等の協力をお願いいたしまして、その実態の把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） サービスの質の向上のための市の関与のあり方について御質問いただきましたので、御答弁いたします。

まず、この指定管理者制度につきましては、条例で事業の開設日ですとか事業時間というものを入れておりますけれども、それを指定管理者の提案によって、さらに市民が利用しやすくするようにしておりまして、私どももそういった提案を積極的に受けて、現にですね、現段階の指定管理者というのは、例えば休業日である祝日を営業日にするなどのサービスの拡大というものを図っております。

さらに、提供されるサービスにつきましては、これは専門性が高いものですから、あらかじめ市が積極的に関与するということはありませんけれども、現段階でこの指定管理者は、非常に適切にサービスを提供しておりまして、サービスの質につきまして、市民からの苦情等は受けておりません。仮に市民からサービスの質につきまして、何らかの不服があるということであると、その市民の方が直接、あるいはケアマネジャーを経由して私どものほうに相談があるというふうに考えております。その場合には、指定管理者の監督者という立場で、まず事実関係の確認を行いまして、さらには必要に応じて是正等の指導を適切に行うと、こういうふうに考えております。

続きまして、労働者の権利保護につきまして御質問いただきました。これにつきましては、市は先ほど申し上げましたように、指定管理者の監督者でございますので、指定管理者からさまざまな報告や連絡を受けております。現段階で実例というものはございませんけれども、指定管理者の職員から労働者の権利保護に関する御相談があれば、事実関係をするとともに、労働基準監督署等の関係機関と連携して、対応することになるというふうに認識しております。

なお、基本協定書でも指定管理業務の履行に当たりましては、協定等とともに、関係法令、労働関係法規を含めた関係法令を遵守するというふうに定めております。さらに、指定管理者に対する指導という側面ではございませんけれども、介護保険法上の指定事業者に対しては、監督権限を有する都知事が指導監査を行いますけれども、この指導監査に市も協力して立ち会うことがございます。その際に、職員の配置基準等が確認項目

になっておりますので、必要に応じて事実確認等を行うという場合も考えられます。このようなさまざま場面で、労働関係法規を含めた関係法令の遵守、これを指定管理者に求めることができるというふうに考えております。

以上であります。

○3番（上林真佐恵君） 詳細に教えていただきまして、ありがとうございます。

今の御答弁いただいたようなことが、協定書の中でも具体的に明記されているところがあれば、その点について確認をさせていただきます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 協定書につきましては、まだ現段階で案の状態でございますけれども、その11条には関係法規のほか、本協定並びに年度協定等を遵守することという定めがございます。

以上であります。

○4番（実川圭子君） 今回の指定管理に関しまして、指定管理料のことについてお伺いしたいのですが、前回の選定時のときとちょっと比較をしましたところ、前回は市の指定管理委託料が5年間で8,900万という数字が出ていて、今回はそれがかなり金額というか、差がありまして、1,500万ということなんです、そのあたりについてどのような理由があるのか教えていただきたいと思っております。

また、この委託料の減額によって、サービス内容の縮減などがあるのかないのか、そういったところもお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 御質問いただいたものは、募集条件におきまして、指定管理委託料の上限額ということでございます。これから指定の議決をいただきましたら、具体的な委託料につきましては協議をいたしまして定めるところであります。

その上限額につきましては、年額300万、5年間で1,500万という上限を定めさせていただきました。この金額でございますけれども、毎年、モニタリングというものをやっております、その収支決算書において一定の収益というものが、継続して黒字化が認められております。それから稼働率も非常に高い水準で、しかも安定してきておまして、委託料の上限額というものを設定しても適正な運営は可能であろうと、このように判断いたしました。さらに事業者の意欲の問題でございますけれども、この実施事業、いわゆるこの通所介護というものは、介護保険法の規定によりまして介護報酬というものが支給されます。このため、私どもとしては人件費等を初めとしたものではなくて、施設管理等のハードウェアに関するものについて上限額を設定して委託料を支払うべきだろうと、このように考えております。このことにつきましては、応募事業者の提出しました収支計画におきましても、この上限額の範囲内で計画が提出されておまして、さらにこの選定過程におけるヒアリングでも、事業者から適正な実施が可能であると、このような回答を受けております。これらのことから、この上限額というものは、事業者の適正な事業執行にも問題はないというふうに認識しております。

以上であります。

○4番（実川圭子君） 安定的な状況と稼働率なども見込まれるということで、こういった形になったのだということには理解をいたしました。こうやって指定管理で期限を区切って、また新たな協定を結ぶということで、私はそこに見直しですとか、いろんな機会があるということは非常に、ある意味ではいい面もあるのかなと思っております。今回、同一事業者ということで提案があるので、事業の継続性というのも保たれると思っておりますけれども、新たに協定を結んでいくということですので、今まででもよくいただいていると思っておりますけれども、それにさらに今回新たなサービスの向上が見込まれるような提案などが、もしありましたら教えてください。

○福祉部長（田口茂夫君） 事業者の第2次の審査におきましても、休館日といたしますか、閉館日になっております曜日の縮小、要するに市民の利用を図るような開庁日の年末年始をもう少しあけるですとか、そういったいろんなお話も伺っております。そういったところも含めまして、市民の利用に供することに対しまして、さまざまいろんな工夫ができるかと思っておりますので、指定管理の事業者と今後も引き続き協議を進めながら、ここで決まるというだけではなくて、この5年間の中におきましてもそれぞれ工夫を加えていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第79号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらの指定管理者の指定について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 第80号議案 東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらの指定管理者の指定について

○議長（押本 修君） 日程第10 第80号議案 東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらの指定管理者の指定について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第80号議案 東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらの指定管理者の指定につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらにつきましては、平成18年4月から地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者制度を導入し、管理を行っているところでありますが、現在の指定管理者の指定の期間が平成31年3月31日までとなっております。

このことから、改めて東大和市地域包括支援センター条例第13条及び東大和市高齢者在宅サービスセンター条例第13条の規定に基づき、当該施設の管理を行う指定管理者を公募し、選定を行いました。

その結果、次に申し上げます団体を、指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項並びに東大和市地域包括支援センター条例第13条第4項及び東大和市高齢者在宅サービスセンター条例第13条第4項の規定に基づきまして、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

1の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称であります、東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらであります。

2の指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者であります、団体の名称は社会福祉法人多摩大和園であります。所在地は、東京都東大和市狭山2丁目1264番地の5。代表者は、理事長、川崎裕康であります。

3の指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

なお、選定に当たりましては、東大和市指定管理者選定委員会におきまして、応募1団体に対し第1次審査を行い、その後、第2次審査を実施し、指定管理者候補を選定したものであります。

また、議案資料といたしまして、東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらの指定管理業務に関する基本協定書（原案）、基本事業計画書、収支予算書を御配付いたしました。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（上林真佐恵君） 先ほどと同様の質疑になるんですけれども、今回この指定管理者を選定するに至った経緯、委員会でどのような意見が出た——意見というか、評価があったのかというようなことも、もう少し具体的に教えていただければと思います。

また、市民サービスの維持、向上に対する市の監督や指導ということですか、また働く方の労働条件、権利を市としてどう守っていくのかということについて、先ほどむこうはらのほうで御答弁いただいた内容で、同じような理解でよいのかということと、もし違いがあるのであれば、その違いについても確認をさせていただきます。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） それでは、私からは今回の指定管理者の選定に至った経緯並びに選定委員会におけます評価等について答弁させていただきます。

まず選定の経緯でございますが、今現在の指定管理者が、指定管理期間が平成30年度末で終了することから、平成31年度からの5年間の指定管理者を選定するという必要に対し募集を行い、応募があった団体について審

査を行ったところでございます。

審査に当たりましては、指定管理者選定委員会におきまして、第1次審査、第2次審査と行いましたが、この場におけます評価といたしましては、提案内容等を審査を行い、施設運営に関しまして基本理念に基づいた積極的な意欲を感じられたこと、またモニタリング評価を毎年度実施をしておりますが、これまでの実績に基づき適切な施設運営が期待できること、また指定管理委託料の上限額が設定された状況におきましても、稼働率を維持、あるいは向上させて安定した施設運営が期待できることなどが、評価の中で委員からは述べられております。また、今後も利用者ニーズに適切に対応した施設運営が期待できることを評価といたしまして、今回、選定委員会におきましては次の次期の指定管理者として選定をいたしましたところでございます。

以上であります。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） サービスの質の向上、あるいは労働者の権利保護につきまして、御質問いただきましたので御答弁いたします。

基本的には先ほどの議案のときの答弁と同じように、この指定管理者制度につきましては、条例の定める条件を超えた形での提案があった場合には、それを認めて市民のサービスの向上に役立てるということであります。さらには、質につきましては、仮にそういった質についての市民からの相談がありましたら、指定管理者の監督機関としての指導を行うということも同じであります。労働者の権利保護につきましても、職員からの相談があれば、監督者、労働基準監督署と関係機関と連携しながら適切に対応するということであります。

以上であります。

○1番（森田真一君） 1点だけお伺いいたします。

ほっと支援センターなんですけれども、地域包括支援センターについては、以前からの人手不足が本当に深刻になって、有資格者の確保が非常に難しいところであったんですが、東大和では平成28年から常勤職員1名増員して、加配して体制をとっていただいているというふうに認識してはるんですけども、この指定に当たって、これが31年度以降、引き続き継続されて、市が対応されているのかどうか伺いたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ほっと支援センターの人員配置につきましては、基本的には3職種、これは保健師、主任居宅介護支援専門員、それから社会福祉士ということで、各1名ずつの3名体制が基本体制、基本のユニットになりますけれども、さらにそこに1名分の増加をいたしまして、これからの5年間の指定管理業務を履行していただきたいということで条件を設定しております。

以上であります。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第80号議案 東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらの指定管理者の指定について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第11 第81号議案 都市計画道路3・5・20号線道路築造工事請負変更契約について

○議長（押本 修君） 日程第11 第81号議案 都市計画道路3・5・20号線道路築造工事請負変更契約について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第81号議案 都市計画道路3・5・20号線道路築造工事請負変更契約につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案につきましては、平成30年第2回定例会において議決をいただきました都市計画道路3・5・20号線道路築造工事請負契約について、変更を要することになりましたので、御提案申し上げるものであります。

変更の理由でございますが、工事に支障となる交通信号施設の仮移設等が必要となりましたことから、工事内容の変更と契約金額の増額を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付させていただきました第81号議案資料も、あわせて御参照いただきたいと思います。

初めに、件名は都市計画道路3・5・20号線道路築造工事請負変更契約についてであります。

1の契約の目的は、都市計画道路3・5・20号線道路築造工事変更であります。

2の契約の方法は、随意契約であります。

3の契約の金額は147万8,520円の増額であります。

なお、契約金額の中には、消費税及び地方消費税相当分10万9,520円が含まれております。

4の契約の相手方は、所在地、東京都立川市錦町2丁目8番18号、名称、中村建設株式会社、代表者、代表取締役、中村陽子であります。

これによりまして、本工事の契約金額は原契約の1億5,606万円が、変更後は1億5,753万8,520円となるものであります。

続きまして、工事概要につきまして申し上げます。

資料の2ページ、工事の概要をごらんいただきたいと思います。

変更内容につきまして御説明申し上げます。

1点目は、交通管理者である警視庁との調整により、交通信号施設の仮移設が必要となったものであります。場所は、東大和七小北交差点であります。地下ケーブルの仮架空化、信号灯具の仮移設、信号柱の抜柱が発生するものであります。

2点目は、歩道の車乗り入れ用の切り下げ寸法の変更であります。地権者との調整により、切り下げ延長を4.24メートルから8.48メートルに変更するものであります。

3点目は、宅地内土どめ工の延長の変更であります。道路計画高さで民地の高さに高低差が生じる箇所には、土どめの施工をいたします。場所は2点目の切り下げ寸法を変更した箇所で、切り下げ延長の増加に伴い土どめ延長を4.24メートル減らすものであります。

なお、契約の相手方とは、去る11月7日付で仮契約を締結しております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第81号議案 都市計画道路3・5・20号線道路築造工事請負変更契約について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第12 第73号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第3号）

○議長（押本 修君） 日程第12 第73号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第73号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成30年度の予算執行も下半期となり、残り数カ月の執行期間となってまいりましたが、職員の給与改定及び人事異動等に伴います各科目の職員人件費の増減、障害者自立支援給付費及び生活保護費に係る歳入歳出予算の増額、また次期東大和市総合計画の策定に当たりまして、総合計画策定支援業務委託に係る債務負担行為の追加等が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,517万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ323億3,695万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加並びに変更は、第2表債務負担行為補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第13款の国庫支出金は1億2,116万9,000円の増額で、障害者自立支援給付費等負担金及び生活保護費負担金等の増額であります。

第14款の都支出金は4,730万6,000円の増額で、障害者自立支援給付費等負担金及び子供食堂推進事業補助金等の増額であります。

第16款の寄附金は236万円の増額で、ふるさと納税等によります一般寄附金の増額であります。

第17款の繰入金金は7,434万1,000円の増額で、財政調整基金とりくずしの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の議会費は149万4,000円の増額で、議会運営費の増額等であります。

第2款の総務費は149万円の減額で、人事管理事務費等の増額と職員人件費の増減額によるものであります。

第3款の民生費は2億2,170万7,000円の増額で、自立支援給付費等事業費及び生活保護援護事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は238万円の増額で、職員人件費の増額であります。

第6款の農林業費は18万円の増額で、職員人件費の増額であります。

第7款の商工費は89万1,000円の増額で、職員人件費及び消費者保護対策事業費の増額であります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

第8款の土木費は1,603万4,000円の増額で、道路補修事業費及び狭山緑地管理費の増額等であります。

第10款の教育費は398万円の増額で、小学校運営費及び通級指導学級事業費の増額等であります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表債務負担行為補正で、1の追加であります。

追加する事項は、総合計画策定支援業務委託で、平成34年度から平成53年度までの20年間の計画期間とします次期東大和市総合計画の策定に当たりまして、業務の一部を民間に委託するものであります。

期間につきましては、平成31年度から平成33年度までとし、限度額を2,730万2,000円とするものであります。次に、2の変更であります。

変更する事項は、平成30年度に契約する電算システム及び電算機器等に係る賃借料で、市議会におけます委員会の映像等について、インターネット配信するためのシステムに係る賃借料であります。

期間につきましては、補正前に同じとし、限度額につきましては1億307万5,000円から1億314万円に変更するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（田代雄己君） それでは、補正予算事項別明細書につきまして御説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

初めに、歳入であります。

13款国庫支出金は1億2,116万9,000円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1億1,810万7,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は7,933万8,000円の増額であります。

障害者自立支援補装具費負担金は307万5,000円の増額ですが、対象経費の見込み増に伴うものであります。

特別障害者手当等負担金は173万6,000円の増額ですが、対象者等の見込み増に伴うものであります。

障害者自立支援給付費等負担金は7,452万7,000円の増額ですが、放課後等デイサービス等の対象経費の見込み増に伴うものであります。

3節生活保護費負担金は3,876万9,000円の増額ですが、医療扶助等の対象経費の見込み増に伴うものであります。

2項国庫補助金は306万2,000円の増額であります。

2目民生費国庫補助金は241万8,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は18万円の増額ですが、在宅障害者支援事業に係る地域生活支援事業費補助金の増額であります。

2節児童福祉費補助金は223万8,000円の増額であります。

子ども・子育て支援交付金は73万8,000円の増額ですが、認定こども園等におけます一時預かり保育事業費の見込み増に伴うものであります。

保育対策総合支援事業費補助金は150万円の増額ですが、小規模保育所等におけますICTの活用による業務効率化推進事業に対するものであります。

7目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金は64万4,000円の増額ですが、巡回指導員に係る経費を対象とします教育支援体制整備事業費補助金の計上であります。

9ページをお開きください。

14款都支出金は4,730万6,000円の増額であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金、1節社会福祉費負担金は3,880万円の増額であります。

障害者自立支援補装具費負担金は153万7,000円の増額ですが、対象経費の見込み増に伴うものであり

ます。

障害者自立支援給付費等負担金は3,726万3,000円の増額であります。放課後等デイサービス等の対象経費の見込み増に伴うものであります。

2項都補助金は850万6,000円の増額であります。

2目民生費都補助金は468万3,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は9万円の増額であります。在宅障害者支援事業に係る地域生活支援事業費補助金の増額であります。

2節児童福祉費補助金は459万3,000円の増額であります。

子供食堂推進事業補助金は48万円の計上であります。子ども食堂の運営等を支援するための新規の都補助金であります。

次に、保育所等におけるICT化推進事業補助金は300万円の計上ですが、小規模保育所等におけますICTの活用による業務効率化推進事業に対するものであります。

幼稚園型一時預かり事業補助金は111万3,000円の増額であります。認定こども園等におけます一時預かり保育事業費の見込み増に伴うものであります。

5目商工費都補助金、1節商工費補助金は16万1,000円の増額であります。対象経費に係る消費者行政推進交付金の増額であります。

8目教育費都補助金は366万2,000円の増額であります。

3節中学校費補助金は360万円の増額であります。平成31年度から中学校全校に特別支援教室を導入するに当たりまして、教室の整備費等に係る公立中学校特別支援教室設置条件整備費補助金の計上であります。

6節幼稚園費補助金は6万2,000円の増額であります。対象児童に係る被災幼児就園支援事業補助金の計上であります。

11ページをお開きください。

16款1項寄附金、1目1節一般寄附金は236万円の増額であります。ふるさと納税等によります一般寄附金の増額であります。

13ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は7,434万1,000円の増額であります。

一般会計補正予算（第3号）の財源調整として、財政調整基金のとりくずしを増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は2億4,517万6,000円の増額で、補正後の予算額は323億3,695万8,000円となるものであります。

15ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

1款1項1目議会費は149万4,000円の増額であります。

1の職員人件費は13万6,000円の減額であります。

職員等の人件費の補正につきましては、ここで一括して説明させていただき、各款に補正計上しました職員人件費につきましては、補正予算書・説明欄の内容説明を省略させていただきます。

恐れ入ります。47ページをお開きください。

補正予算給与費明細書であります。

初めに、1の特別職であります。

表におけます下段の比較の区分になりますが、期末手当の年間支給率の改定等に伴いまして、長等につきましては、期末手当を29万円、共済費を20万円増額し、合計では49万円を増額するものであります。

また、議員につきましては、期末手当を112万円増額するものであります。

次に、48ページの2、一般職の(1)総括の表であります。

給与費のうち給料は3,462万円の減額、職員手当は3,331万9,000円の増額、また共済費を355万円を減額し、合計では485万1,000円を減額するものであります。

49ページをお開きください。

(2)給料及び職員手当の増減額の明細の表であります。

給料につきましては3,462万円の減額で、職員の異動等による減分で、職員数は8人の減であります。

職員手当は3,331万9,000円の増額で、内訳としまして、職員の異動等による減分が1,730万円、時間外勤務手当の増分が3,515万9,000円、給与改定に伴う増分が1,546万円で、期末・勤勉手当の年間支給率の改定に伴うものであります。

職員等の人件費の説明は以上であります。

恐れ入ります。15ページにお戻りください。

2の議会運営費は163万円の増額であります。委員会インターネット映像配信機器等設営委託料の計上等であります。

17ページをお開きください。

2款総務費は149万円の減額であります。

1項総務管理費は1,293万3,000円の増額であります。

1目一般管理費は1,189万1,000円の増額であります。

2の人事管理事務費は235万5,000円の増額であります。弁護士事務委託料の計上であります。

7目企画費、1の企画業務費は55万9,000円の増額であります。ふるさと納税に係る寄附返礼品等の増額であります。

19ページをお開きください。

9目公安費、10の防犯対策事業費は21万6,000円の増額であります。行政コーナー建物使用料の増額であります。

10目電算管理費、1の情報システム管理・運営事業費は26万7,000円の増額であります。通信サービス費の増額であります。

2項徴税費、1目税務総務費は363万3,000円の減額、3項1目戸籍住民基本台帳費は966万円の減額で、いずれも職員人件費の補正であります。

21ページをお開きください。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費は58万円の減額、5項統計調査費、1目統計調査総務費は65万円の減額、6項1目監査委員費は10万円の増額で、いずれも職員人件費の補正であります。

23ページをお開きください。

3款民生費は2億2,170万7,000円の増額であります。

1項社会福祉費は1億7,148万8,000円の増額であります。

1 目社会福祉総務費は1,340万3,000円の増額であります。

2 の国民健康保険事業特別会計繰出金は632万8,000円の増額、4 の介護保険事業特別会計繰出金は484万8,000円の増額、5 の後期高齢者医療特別会計繰出金は163万円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

4 目障害者福祉費は1億5,808万5,000円の増額であります。

4 の自立支援給付費等事業費は1億4,926万1,000円の増額であります。放課後等デイサービス、共同生活援助、いわゆるグループホーム等の利用の見込み増に伴います自立支援給付費等の増額であります。

5 の自立支援医療・補装具給付事業費は614万9,000円の増額であります。対象経費の見込み増に伴います補装具費の増額であります。

25ページをお開きください。

7 の在宅障害者支援事業費は36万1,000円の増額であります。対象者の見込み増に伴います緊急一時保護委託料の増額であります。

9 の特別障害者手当等支援事業費は231万4,000円の増額であります。対象者の見込み増等に伴います手当支給費の増額であります。

2 項児童福祉費は59万2,000円の増額であります。

1 目児童福祉総務費は1,441万9,000円の増額で、職員人件費の補正であります。

2 目児童措置費は373万5,000円の増額であります。

6 の認定こども園事業費は173万5,000円の増額であります。利用児童の見込み増等に伴います一時預かり保育補助金の増額であります。

7 の小規模保育事業費は200万円の増額であります。小規模保育所1園に対します業務効率化推進事業補助金の計上であります。

3 目市立保育園費は1,149万9,000円の減額で、職員人件費の補正であります。

27ページをごらんください。

4 目子育て支援費は415万3,000円の増額であります。

1 の子ども家庭支援センター運営費は266万円の増額であります。臨時職員賃金の増額であります。

4 の一時預かり事業費は101万3,000円の増額であります。臨時職員賃金の増額であります。

8 の子ども食堂運営補助事業費は48万円の計上で、子ども食堂運営補助事業補助金であります。

現在、社会福祉協議会におきまして、子ども食堂への支援を行っておりますが、3年間を目途に市が社会福祉協議会に補助金を交付することにより、子ども食堂の運営に対する支援の充実を図るものであります。

7 目学童保育所費、1 の学童保育所運営費は456万5,000円の増額であります。臨時指導員賃金の増額であります。

8 目心身障害児通所施設費は1,478万1,000円の減額で、職員人件費の補正であります。

29ページをお開きください。

3 項生活保護費は4,950万7,000円の増額であります。

1 目生活保護総務費は218万6,000円の減額で、職員人件費の補正であります。

2 目扶助費、2 の生活保護援護事業費は5,169万3,000円の増額であります。医療扶助等の見込み増に伴う生活保護費の増額であります。

4項1目国民年金費は12万円の増額で、職員人件費の補正であります。

31ページをお開きください。

4款衛生費は238万円の増額であります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は57万円の増額、2項清掃費、1目清掃総務費は181万円の増額で、いずれも職員人件費の補正であります。

33ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、2目農業総務費は18万円の増額で、職員人件費の補正であります。

35ページをお開きください。

7款1項商工費は89万1,000円の増額であります。

1目商工総務費は73万円の増額で、職員人件費の補正であります。

4目消費経済対策費、1の消費者保護対策事業費は16万1,000円の増額であります。ワイヤレスアンテナ等購入費の計上であります。

37ページをお開きください。

8款土木費は1,603万4,000円の増額であります。

1項土木管理費、1目土木総務費は276万3,000円の増額で、職員人件費の補正であります。

2項道路橋りょう費は780万8,000円の増額であります。

1目道路維持費、4の道路補修事業費は500万円の増額であります。

2目道路新設改良費、1の市内道路改良事業費は280万8,000円の増額であります。工事内容の変更等に伴います市道舗装補修及び道路改良工事費等の増額であります。

3項都市計画費は546万3,000円の増額であります。

1目都市計画総務費は361万9,000円の増額で、職員人件費の補正であります。

39ページをお開きください。

2目下水道費、1の下水道事業特別会計繰出金は173万円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

3目公園費、2の狭山緑地管理費は120万1,000円の増額であります。新築後の狭山緑地管理事務所におけます初度調弁備品購入費の計上等であります。

4目街路事業費、1の都市計画道路3・5・20号線整備事業費は8万3,000円の増額であります。東京電力に対します街灯共架柱建設費分担金の計上であります。

5目土地区画整理費、1の土地区画整理事業特別会計繰出金は117万円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

41ページをお開きください。

10款教育費は398万円の増額であります。

1項教育総務費は49万6,000円の増額であります。

2目事務局費は55万9,000円の減額で、職員人件費の補正であります。

3目教育指導費は105万5,000円の増額であります。

1の就学相談事業費は9万6,000円の増額であります。嘱託員に係る費用弁償の増額であります。

15の国際理解教育推進事業費は95万9,000円の増額であります。小中学校におけます日本語指導委託料の

増額であります。

2項小学校費、1目学校管理費、1の小学校運営費は298万1,000円の増額であります。燃料費の増額であります。

43ページをお開きください。

3項中学校費、3目特別支援学級費、2の通級指導学級事業費は360万円の増額であります。平成31年度から中学校全校に特別支援教室を導入することに伴います特別支援教室環境整備工事費の計上等であります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費は271万8,000円の減額で、職員人件費の補正であります。

5項保健体育費は123万3,000円の減額であります。

1目保健体育総務費は150万8,000円の減額で、職員人件費の補正であります。

45ページをお開きください。

3目学校給食費は27万5,000円の増額で、職員人件費の補正であります。

6項幼稚園費、1目教育振興費、3の私立幼稚園一時預かり事業費は85万4,000円の増額であります。利用児童の見込み増等に伴います一時預かり保育補助金の増額であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は2億4,517万6,000円の増額で、補正後の予算額は323億3,695万8,000円となるものであります。

以上で、説明を終了させていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○21番（床鍋義博君） 説明書の27ページの子育て支援費のところなんですけれども、子ども食堂運営補助事業費です。先ほどの御説明では、社会福祉協議会に対してということだったんですけども、現在市内では2カ所ほど地域のボランティアの方が子ども食堂を運営しておりますが、それに対してはどのような形になるのか、具体的に教えていただければと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子ども食堂への補助金ですけれども、社会福祉協議会のほうが、現在、子ども食堂に対して補助金を支出しております。そちらのほうに上限があるんですけども、その上限を東京都の補助事業の上限まで引き上げていただくような形で、そこへ市のほうが東京都から受けた補助金を充てるというような、社会福祉協議会を通した子ども食堂に対する補助事業を考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 補正予算書の28ページの子育て支援費、質問ですけれども、今回の子ども食堂の補助事業費が計上されましたけれども、先ほど他の議員からもありましたけれども、子ども食堂の運営費ということなんですけれども、補助金の具体的な内容についてお伺いいたします。

それとともに、東京都の補助金以外に市として補助をどのように考えているのか。また、先ほど社会福祉協議会に3年間というお話がありましたけれども、この継続性について、市としての考えについてお伺いいたします。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子ども食堂への補助金の具体的な内容ということなんですけれども、子ども食堂の運営にかかわる食材費、あるいは消耗品費ですね、手を消毒するアルコールとか、紙のペーパーとかいろいろ購入がありますので、そういう消耗品費、それから什器ですね、お茶わんとかお箸とか鍋とか釜とか、そういうものが具体的に対象となるような補助金になってございます。

3年間という期限につきましては、東京都の補助金のほうが3年間で10分の10で補助をしていただけるという形になっておりますので、その3年間で限度に考えております。継続性につきましては、地域の子ども食堂の自主的な運営、あと運営を続けていける体制といたしますか、力をつけていただくために3年間、補助をさせていただいて、それ以降は力をつけていただいた中で、地域で活動をしていただくことを考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

市としては、補助についてはどのようなお考えがあるのか伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ただいまの担当の課長のほうから御説明をさせていただきましたけれども、市といたしましては今回、この東京都の10分の10の補助金を活用させていただきますして、3年間という限定した形になりますが、社会福祉協議会を通じて補助金を支出するというところでございます。その後、3年、終わりますして、しっかり基盤を整えていただいた後、引き続き社会福祉協議会での独自の補助を行っていただくよう、社会福祉協議会とは調整をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 何点か伺います。

予算書23ページ、24ページ、自立支援給付費等事業費で、放課後デイサービス、これの見込み増だというような御説明ございました。具体的に、この補正予算によってどのような事業展開がなされていくのか、詳細を伺いたいと思います。

続きまして、27ページ、28ページの中の学童保育所費で、臨時指導員の賃金増額ということでございますけれども、これ人、人数をふやすのかどうか、ふやすとしたらどの学童保育所がふえるのかということをお伺いしたいと思います。

続きまして、29ページ、30ページの生活保護費、生活保護援護事業費の中で医療扶助の見込みが増ということでございますけれども、具体的にどのような医療行為によって、このように5,169万3,000円も、この医療費がふえるのかということについて詳細に伺いたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 補正予算書23ページ、24ページの自立支援給付費等事業費の増についてでございますが、放課後等デイサービスにつきましては、平成29年度末の利用者が107名が、30年10月現在で122名ということで15名の増があります。平成29年度に、市内に放課後等デイサービス事業所を2カ所増設いたしました。平成30年度に入りまして、重症心身障害児が使える放課後等デイサービス事業所を1カ所開設しております。そういう中で、利用者の増というところで、今後も利用者の増が見込まれるというところで、事業所の整備等に努めてみたいというふうに考えております。

以上です。

○青少年課長（新海隆弘君） 予算書27ページ、学童保育所運営費の臨時職員の増ですけれども、人数をふやすのは、既に年度の当初から加配職員として22人と見込んでいた職員を、実際は4人増の26人で運営しておりますことから4人ふやしております。そのほかに、今年度、学童保育所指導員、嘱託員を32名体制で実施する予定だったんですけれども、退職などがございまして第七クラブ、第三クラブに1名ずつ、当初の予定よりも職員が少ない状況でありますので、そちらのほうに臨時職員で対応するものでございます。

以上です。

○生活福祉課長（川田貴之君） 医療費の増についての理由についてでございますけれども、生活保護の類型別

世帯数では、高齢者の世帯がほぼ半数を占めております。そのために高齢に伴う入院の費用が、主な増額の原因となっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） では、3点、伺います。

補正予算書の28ページ、子ども食堂の運営補助事業費についてです。東京都の補助金、1年間で24万円上限ということで、これは2カ所、2団体を想定しているのかなというふうに思うんですけども、新たにこれ使いたいというふうに、そういう申請があった場合、どのように対応するのかということをお教えください。

続きまして、41ページ、小学校運営費のところ、燃料費の増額ということで、これはエアコンの電気代に当たるのかなというふうに思うんですけども、何かこの夏の猛暑で、今何か足りなくなってるというような実態があるのかどうか、その辺のこの増額の要因についてももう少し詳しく教えてください。

続きまして、44ページの通級指導学級事業費で、31年度からの特別支援教室、中学校全校に配置ということで、これを1校、どのようにそれぞれの学校に分配するのかという、既に支援学級がある学校もあると思いますので、学校によって整備する条件というのも違ってくると思うので、どのような考え方でこのお金を分けるのかということと、あと具体的にどのような整備工事を行う予定、特別支援学級をするにふさわしいような環境にどのように整備していくのか、具体的に教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 補正予算書28ページ、子ども食堂運営補助事業費の子ども食堂運営補助事業補助金でございますが、1団体24万円という上限がありますが、一月につき2回まで、1回を1万円、12カ月ということで4月まで遡して申請することができる補助金になってございまして、その中では上限でございますので、実際に支出した額との差額が出ますことから、新たな補助団体が出てきた場合は、そちらの差額により対応をすることを考えてございます。

以上でございます。

○教育総務課長（石川博隆君） 補正予算書41から42ページの小学校運営費、燃料費の増額の御質疑でございますけれども、こちらの増額につきましては暖房費ということで、夏のエアコンについては主に電気代、そちらのほうが中心になりますけれども、冬季につきましては主に重油を使った集中暖房、こちらを使って使用してございます。昨年度、平成29年度につきましては、使用がかなりふえたということと、それから今現在、灯油ですとか重油の単価が大幅に増になってるということ踏まえまして、現状の予算額では不足が見込めるという状況でございましたので、補正予算で計上したということでございます。ことしも暖冬と見込みがございまして、昨今、異常気象が、この予測が困難であるということで、昨年度の同じ1月から冬季の使用量が必要になるという形、想定した形で重油及び灯油の必要経費を計上したというものであります。

以上です。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 補正予算書44ページ、通級指導学級事業費についてですけれども、1校当たりの分配ということになります。まず特別支援教室の導入に係る教材等の物品購入に要する経費、これにつきましては全ての学校、1校当たり30万円を上限とした補助となっております。

続いて、特別支援教室導入に係る教室環境の整備に要する簡易工事相当の経費ということで、これは現在の通級指導学級のない3校に、1校当たり70万円を上限としての補助をいただいているものでございます。具体的な整備工事につきましては、例えば電源コンセントの増設、あるいはパーテーションの設置等の工事を予定しております。

以上です。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 補正予算書28ページ、子ども食堂運営補助事業補助金についてでございますが、新規の申し出があった場合につきましては、社会福祉協議会のほうにまずは申請をしていただいて、社会福祉協議会のほうで開催している子ども食堂連絡会議というものに参加している必要が要件としてございますことから、そちらのほうが事務的に間に合うとか間に合わないとかが出てくるかとは思いますが、まずは社会福祉協議会に御申請をいただく必要があるかと思えます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 1点、聞かせていただきます。

28ページの一時預かり事業費が計上されております。決算等で毎回確認させていただきますけど、一時預かり保育、少し落ちついてきたかなというふうにいる状況の中で、この増額の措置の背景にあるものを教えていただければと思います。

もう一つ、46ページの幼稚園費の中でも、この一時預かり保育補助事業が増額になっておりますが、この辺が待機保育園、待機児童との関係性があるのかなのか、この裏に隠れてるもの、裏というか、この事情を教えてくださいいただければと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 補正予算書28ページ、一時保育事業費の増額でございますけれども、こちらのほうが臨時職員賃金の増額ということになってございまして、一時保育室の運営におきまして嘱託員3名、臨時職員6名のシフトを組みながら基本的には事業を行ってございまして、嘱託職員が1名現在欠員となっております、臨時職員さんがそこのシフトに入る必要があるため増額をしたものでございます。

以上でございます。

○保育課長（関田孝志君） 46ページの幼稚園の一時預かり事業についてでございます。

こちらにつきましては、あくまでも幼稚園を利用している方ということで、ここの事業費に関しては新制度移行以降の新制度に移行した幼稚園が対象となっております。この待機児童とのつながりの中では、幼稚園においても一時預かり等を行って、長時間利用ができるというようなPRをさせていただいておりますが、なかなかそこを希望していくところまではつながっていないというふうには感じてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 2点、伺います。

補正予算書の5ページの債務負担行為補正の総合計画策定支援業務委託についてですが、こちらのほうは新総合計画策定方針というのが、もう既に策定されていると思えますけれども、今回、業務委託、業務の一部を委託するということですが、この方針につきましては庁内で策定したものなのかお伺いします。

それから、この方針を見ますと、今後、市民参加なども、市民にも参加していただきながら策定をしていくというところが出てくると思えますけど、そのあたりについてどのようにされていくのか、市民参加についてお伺いしたいと思います。

それから、もう1点、補正予算書の45、46ページの幼稚園費、教育振興費のところなんですけど、補正額の財源内訳のところなんですけれども、そこのところに、ごめんなさい、補正予算書で言うと歳入の9ページのところにある、9ページ、10ページにある被災幼児就園支援事業補助金、この6万2,000円がここに入っているのではないかと思うのですが、その記載がないので、そのところをちょっと教えていただきたいと思えます。私の理解では、そこに6万2,000円が入って、一般財源16万1,000円という記載があるんですが、ここは必要な

いのではないかと思うのですが、そのところについてお伺いします。

○**企画課長（荒井亮二君）** 補正予算書5ページ、新総合計画の策定支援業務委託についての御質問でございます。

まず1点目でございますが、先日、11月の下旬にこの策定方針というものをつくらせていただきましたが、そちらにつきましては庁内で内部検討組織を設置いたしまして、平成30年度に入りまして検討してまいりました。その結果で、今回、策定させていただいたものでございます。

そして、2点目の今後の総合計画の策定作業に関します市民参加の部分でございます。今回につきましては、基本構想と基本計画ということで、2つの大きな計画を今後策定していくというところで、市民の方々の多くの意見をお聞きさせていただきながら、作業のほう進めていきたいと思っております。その中では、例えばですけれども、市民の意見を聞く場といたしまして、ワークショップですとか意見交換会ですとか、その他さまざまな手法を取り入れさせていただきまして行っていきたいと考えてございますが、このあたりも今後、委託業者等の提案だとか等を踏まえまして、多くの手段を取り入れて、多くの意見を聞いていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**保育課長（関田孝志君）** 補正予算書10ページの被災児童就園支援事業費の補助金でございますが、ここで6万2,000円、入っております。歳出については、今回増額補正というような形では出ておりません。ですので、歳出のほうの項目はございません。就園奨励費のほうの、ここで補助要綱が国のほうで整ったということの中で、補助金を受けるため歳入を計上したというふうになってございます。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** 1点だけお願いします。

42ページ、小中学校日本語指導委託料増額とあるんですが、この概要、わかる範囲で教えていただければと思います。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 補正予算書42ページ、国際理解教育推進事業費についてですけれども、本市に在籍をしている、いわゆる外国籍等の児童・生徒のお子さんに対する日本語指導を補助するための事業委託です。今回、当初予算の内容を超えて、そういった在籍をしているお子さんがふえているというような状況があり、今回増額補正を行った経緯がございます。

以上です。

○**2番（尾崎利一君）** 28ページの子ども食堂運営補助事業費のところですが、以前の御答弁で、この補助はさかのぼって受けられるということと、それからその時点でも社会福祉協議会でも補助があると。科目が異なれば受けられるという答弁でした。今回、社会福祉協議会に一本化すれば、科目が重なる、重ならないということはないのでいいと思うんですが、先ほどの御答弁で社会福祉協議会の補助制度、今まであるんですが、今回この運営事業費、補助事業費を含めて何か上限が2万円で、変わらないようにちょっと受けとめたんですが、その点、確認したいと思います。今ある社会福祉協議会の補助上限が月額幾らなのか、今回これを受けたことで補助事業費の上限額がどのように変わるのか。お願いします。

○**子育て支援課長（鈴木礼子君）** 補正予算書28ページ、子ども食堂運営補助事業費の子ども食堂運営補助事業補助金でございます。遡及適用につきましては、30年4月にさかのぼっての遡及適用がなされる制度となっております。社会福祉協議会のほうがこれまで行っている補助というのが、年額で6万円でございます。こち

らのほうが、新たな東京都の補助事業を使うことで、月額が1回1万円で月2回までで、12カ月になりますので年額24万円を上限とした補助に変わります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） そうすると、多分この東京都の補助そのものが、月額2万円で年額24万円ということなので、これまでの社会福祉協議会の年額6万円の補助がなくなってしまうというふうには、計算上、受けとめるんですけども、そういう理解でいいのか。もしそういうことであれば、この年6万円も何らかの形で上乗せで支給できるという形にすべきだと思うんですけども、その点でのお考えを伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） こちらの新たな東京都の制度を利用しますと、社会福祉協議会がこれまで行っている6万円というのは、その中に含まれる形で年額24万円が上限となります。新たな6万円というのを残してというのは、今のところ考えてございません。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔20番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○20番（木戸岡秀彦君） 公明党の木戸岡秀彦です。平成30年度一般会計補正予算（第3号）について、公明党を代表して賛成の立場で討論を行います。

この補正予算では、議会費において委員会のインターネット映像配信が可能となるシステム導入の予算が計上されております。本件については、市議会が一致して市長部局に対応を求めてきたものであり、実現することは大変喜ばしいことであります。市民に開かれた議会として、さらに議会改革に進み、市民の皆様に関心を持っていただけるよう、私ども公明党議員としても一層の努力を重ねていきたいと思っております。

民生費の子育て支援費では、子ども食堂の運営補助事業補助金が東京都の補助により計上されました。私は平成28年第3回定例会において、一般質問で子ども食堂の増設について取り上げましたが、今回、事業補助金が計上されたことで、ひとりで食事をする孤食の改善、経済的な理由で十分食べられない子供に、栄養のバランスのとれた食事を提供できる子ども食堂への取り組みが、一歩前進するものとして評価をしたいと思っております。引き続き継続して推進していただけるよう強く要望いたします。

以上、賛成討論といたします。

〔20番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔2番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、第73号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第3号）に、賛成の立場で討論します。

本補正予算には、市議会議員の期末手当を0.1月引き上げ、市職員と同様、年4.6月とするもの、特別職についても同様の内容が含まれています。行政報告書によれば、市民1人当たりの所得は1997年の382万4,000円余りから、2017年には309万6,000円余りと20%近くも落ち込んでいます。同じ期間、市長は月額89万5,000円、市議会議員は45万8,000円で維持されています。市職員の給与月額も46万5,000円から40万7,000円へと10年間で12%、年間総支給額も737万から16%も減っているようです。こうしたもて、十分な議論と市民の理解のないところで特別職と市議会議員の一時金を引き上げることに反対です。このことについては条例そのものに反対し、立場を明らかにしました。

同時に、この補正予算は、補正総額2億4,517万6,000円のうち、生活保護費や障害者福祉費の必要な増額で2億円余り、また日本共産党が要求していた都補助を活用した子ども食堂への補助金計上や生活道路の補修費、特別支援教室の環境整備工事費など、その大半は暮らしの向上に資するものです。

ここで、子ども食堂への補助金計上については、東京都の補助をこれまでの補助に上乘せして実施するよう求めておきます。

また、議会の総意で求めたにもかかわらず、当初予算への計上が見送られた市議会の委員会のインターネット配信経費が計上されたことを評価します。市長の施策が最終的にチェックを受ける市議会で、市がどのように説明し、答弁をしているのか、どのような議論があったのか、これを速やかに全面的に明らかにすることは、市議会の責務であるだけでなく、開かれた市政を目指すなら市としても最優先すべき課題であることは明白です。

以上、一部賛成しかねる部分があるものの総体として評価し、賛成討論とします。

[2番 尾崎利一君 降壇]

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第73号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第13 第74号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（押本 修君） 日程第13 第74号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第74号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ632万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億1,019万円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第6款の繰入金は632万8,000円の増額で、一般会計からの職員給与費等繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は632万8,000円の増額で、職員手当等の補正につきまして、総務管理費を増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第74号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第14 第75号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（押本 修君） 日程第14 第75号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、
本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第75号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計補正
予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから、御提案
申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173万円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億744万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第6款の繰入金は173万円の増額で、一般会計繰入金を増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は44万円の増額で、職員手当等の補正につきまして、総務管理費を増額するものであります。

第2款の事業費は129万円の増額で、職員手当等の補正につきまして、建設総務費を増額するものでありま
す。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第75号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第15 第76号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（押本 修君） 日程第15 第76号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第76号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,733万3,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第4款の繰入金は117万円の減額で、一般会計繰入金の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は117万円の減額で、一般職給料等の補正につきまして、総務管理費を減額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第76号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 第77号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（押本 修君） 日程第16 第77号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第77号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものでございます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ484万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億2,183万5,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第9款の繰入金金は484万8,000円の増額で、一般会計からの職員給与費等繰入金金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は484万8,000円の増額で、職員手当等の補正につきまして、総務管理費を増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第77号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 第78号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（押本 修君） 日程第17 第78号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第78号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ163万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,479万7,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金は163万円の減額で、一般会計からのその他の繰入金の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は163万円の減額で、一般職給料等の補正につきまして、総務管理費を減額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第78号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 陳情の付託

○議長（押本 修君） 日程第18 陳情の付託を行います。

11月28日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、建設環境委員会に審査を付託いたします。

○議長（押本 修君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 0時 2分 散会